

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和元年(2019年)6月20日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 6月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 6月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) \* 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】Aは町立病院に救急搬送されたが自宅に帰されその後死亡したことから,Aの母親Xが医師及び市(町が後合併)に対して賠償を請求した事案で,医師が検査を実施する義務を怠ったとして過失を認定し,医師及び市に連帯して約3260万円の損害賠償を命じた事案(平成30年3月30日東京高裁)

【2】バトミントンのダブルス競技で,後衛Yのラケットが前衛Xの左目に障害を与えたためXがYに約1534万円の損害賠償を請求したところ,本判決はXに過失がなく賠償額を減額すべきではないとして,請求を一部のみ認容した原判決を変更しほぼ請求全額を認容(平成30年9月12日東京高裁)

【3】回腸結腸吻合部切除術等の手術を受けた一審原告Aが術後の出血,低血圧から脳に障害が残ったとして執刀医らに損害賠償を請求した事案において,出血の予見は可能であったし,術後出血を念頭に置いた術後管理が必要だったとして原告の請求を一部認容した(平成31年4月25日福岡高裁)

【4】Y1経営の洋裁店を退職し独立したXはY1に在職中の未払賃金の支払を請求し,他方,Y1はXに交付した金銭は貸付金であった返還を請求し,また退職後の顧客奪取は違法として損害賠償を請求して反訴を提起した事案で,両者の請求を棄却した(平成29年5月17日東京地裁)

【5】Y診療所のY2医師に胃の診断を受け全摘手術を受けたAが死亡したことから,Aの相続人らが適切な検査を実施すべき義務の違反に基づく賠償を請求し,本判決は3度目の検査ではその結果を速やかに通知し受診指導すべき義務違反があったとして損害200万円を認容(平成29年5月26日東京地裁)

【6】自称不動産所有者により代金を搾取されたXが,公証人が確認義務を怠ったとして国Y2と司法書士Y1に損害賠償を求めた事案。公証人の認証の対象は面前の登記申請人と登記義務者との同一性にまで及ばないとする一方,司法書士の義務違反を認定(平成29年12月4日東京地裁)

【7】動産業者XがYから借地権付建物を購入するにあたり,地主からの事前承諾を得る合意の履行をYが怠ったため,Yとの売買契約の解除を主張し,手付金の返還や違約金の支払を求めたところ,本判決は,Yの債務不履行を否定したが,手付金の返還等を認容(平成30年7月4日東京地裁)

(知的財産)

【8】被告装置の製造等の差止等を棄却した原判決に対して特許権者である控訴人が不服として本件控訴を提起した事案であって,被告方法は特許請求の範囲及び本件明細書の記載事項から一定の構成要件を充足するものとはいえないとして本件控訴を棄却(令和元年5月29日知財高裁)

【9】「マリオカート」等のゲームソフトの開発販売を行う一審原告が一審被告会社による原告文字表示と類似する公道カートの被告標章「マリカー」の使用差止等を請求した事案。原判決は不競法2条1項1号の不正競争行為に該当するから使用の差止は理由があるとした(令和元年5月30日知財高裁)

【10】被告は「リプーター」なる商標の商標権者で,原告は本件商標につき商標法3条1項3号又は4条1項16号に該当すると主張し無効審判を請求したところ特許庁が不成立の審決をしたので原告が同審決の取消を求めたところ,同請求が認容された事例(令和元年5月30日知財高裁)

【11】控訴人らに対する損害賠償請求を特許法102条3項等の限度で認容した原判決を不服として申し立てられた控訴審において,その余の損害賠償請求を棄却した原判決の判断に誤りはないとして控訴を棄却した事例(令和元年6月7日知財高裁)

(民事手続)

【12】破産会社AとBの破産管財人X1,X2が両社から一部事業譲渡されたY社に対し,逸失した財産の破産財団への原状回復や償還を求めた事案。原審は請求を一部認容しYが控訴,Xらも付帯控訴したところ,本判決は原判決を相当とし本件

控訴及び附帯控訴を共に棄却(平成30年12月20日大阪高裁)  
(刑事法)

【13】警察官が被告の信号無視の車載カメラ映像の提示を拒んだ事案で、第一審は罰金9000円、原判決は警察官の映像提示拒否により道路交通法130条2号に当たらずとして一審判決を破棄、本件公訴を棄却したことから検察官が上告し、本判決は原判決を破棄し控訴を棄却(令和元年6月3日最高裁)

【14】保護房収容中の未決拘禁者に弁護人が接見を申し込んだ場合に、刑事施設が未決拘禁者に申込事実を告げずに接見を認めないと判断したことに対する国家賠償請求事案。最高裁判所平成29年(受)第990号の判断を受けた差戻審において特段の事情を否定し請求を一部認容(令和元年5月15日福岡高裁)

【15】被告人は妄想性障害を発症し祖母、姉、母親、父親を死傷させ殺人、殺人未遂で起訴。原判決は被告人の完全責任能力を認め無期懲役としたため弁護人が量刑不当として控訴。本判決は被告人の心神耗弱の状態にあったとして原判決を破棄、懲役25年に処した(令和元年5月20日東京高裁)

【16】被告人が無関係と思われる民家に侵入し家人1名を殺害し3人に傷害を負わせた事案。原判決は検察官の死刑求刑に対し被告人の心神耗弱を認め懲役30年とした。無罪を主張する被告人側と検察側双方が控訴したが、控訴審も心神耗弱を認めて双方の控訴を棄却(令和元年5月20日大阪高裁)

【17】強盗殺人及び遺体遺棄等による控訴事案において、原判決の理由に食い違いはないとした他、解離性障害に起因して責任能力が問われる所謂50条鑑定を採用しなかった原審の判断は相当、無期懲役に付した量刑判断も相当として被告人側の控訴を棄却した事例(令和元年5月23日名古屋高裁)

【18】新成人向けの振袖の販売やレンタル等を業務内容とする会社の代表取締役である被告人が内容虚偽の決算報告書を利用するなどして2つの銀行から合計約6500万円の融資を受けた詐欺の事案。原判決は被告人を懲役2年6月に。弁護人が控訴したが棄却(令和元年5月24日東京高裁)

【19】73歳の被告人が自動車を運転中に歩道上を暴走し6名を死傷させた事案。検察官は危険運転致死傷罪で起訴し、被告人がてんかんの影響で意識障害に陥っていたと主張したが、裁判所は認知機能の低下の可能性も否定できないとして過失運転致死傷罪が成立するとした(平成30年1月19日宮崎地裁)

【20】警察官が設置したビデオカメラによる撮影が、被撮影者のプライバシーを大きく制約するものではなく、3か月の撮影期間も不相当に長くはないとして同ビデオ映像から得た静止画像等の非供述証拠の証拠能力を肯定し有罪判決を言い渡した事例(平成30年4月27日大阪地裁)

【21】逮捕状の出ていたAの立ち寄り先であった暴力団員の被告人方玄関を7か月以上撮影したことは、プライバシー侵害の程度が高く任意捜査の範囲を逸脱しているとして、被告人の放火事件につき、ビデオ撮影による写真等の証拠能力を否定し、一部無罪を言渡した事例(平成30年5月10日さいたま地裁)

(公法)

【22】市長選挙で次点となった原告らが当選の効力につき異議申出をしたが棄却され、棄却決定への審査の申立ても棄却裁決されたため同裁決の取消を求めた事案。潜在的有効票は原告と対立候補の双方につき存在し両者の得票差が2000票以上であることも踏まえ請求を棄却(平成31年4月26日大阪高裁)

【23】Xが宮城県議会議員の政務調査費に関する文書の開示を求めたところ宮城県議会議長が一部を不開示としたためその処分の取消しを求めた事案。「慣行として公開され、または公開することが予定されている情報」の該当性が争われたが、本判決はXの請求を棄却(平成30年6月26日仙台地裁)

【24】被災者生活再建支援法人Xは東日本大震災による住宅の被害を大規模半壊とするり災証明を受けたYらに支援金を支給したが、その後被害の程度が一部損壊に修正されたため支給決定を取消し支援金の返還を求めた。本判決は支給決定の取消しを違法無効とし請求棄却(平成30年9月27日東京地裁)

【25】十和田市が市立新渡戸記念館を設置し、その設置及び管理に関する事項を条例で定めていたが、当該条例を廃止する条例を制定したところ、その取消が求められた事案。本判決は裁量権行使の逸脱又は濫用もなかったとして廃止条例制定行為の違法性を否定(平成30年11月2日青森地裁)

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

### 【民事法】

#### (1) 東京高判平成30年3月30日 判例時報2400号5頁

平成29年(ネ)第3235号 損害賠償請求控訴事件(取消・一部認容(上告・上告受理申立て))

A(当時13歳)が午前1時16分頃に嘔吐、下痢及び頭痛の症状を訴えて町立病院(その後Y市に町が編入合併され、Y市が町の地位を承継)に救急搬送され、医師の診断を受け、退院指示により帰宅したものの、同日午後0時30分頃、脳ヘルニアにより死亡したため、Aの母Xが医師の本件搬送時等の検査義務違反(不法行為)を主張し、Y市に対しては使用者責任又は債務不履行責任を追及して提訴した事案。原審(横浜地裁平成29年6月8日判決・判例時報2400号11頁掲載)は、医師においてAに頭痛があるとの情報を得ていたものの、診察時には頭痛は消失しており、嘔吐についても頭蓋内圧亢進症の際の典型的なものとは異なることなどから、その頭痛症状が一過性の片頭痛によるものと判断したことにつき医学的に不相当なものであったとはいえず、頭蓋内圧亢進症を疑いCT検査を行うべきであったとは認められないとし、請求を棄却した。これに対し、控訴審は、本件搬送時Aが既に頭蓋内圧亢進症を発症していたこと、頭蓋内圧亢進症状は医学的知見によると自覚的には頭痛、嘔吐及び視力障害が、他覚的には意識障害などがあり、嘔吐が終わると頭痛は一時的に寛解し、また食べられるという特徴を有すること、医師は収容要請において嘔吐、下痢、頭痛の症状があるとの情報を得ており、嘔吐、下痢の症状の後には通常は腹痛がみられるのに頭痛が発症していることにつき疑問を抱き、頭痛の有無を聞いていることなどからすると、頭痛と嘔吐の症状があり、かつ、嘔吐が終わると頭痛が寛解したことをもって頭蓋内圧亢進症を疑うべきであったこと、従って医師は本件搬送時頭蓋内圧亢進症を疑ってCT検査等を実施すべき義務があったとし、同義務を怠り、退院指示し、かつ、Aの状態悪化に気付かず、退院指示を撤回しなかった過失があるとし、医師及びY市に連帯して約3260万円の賠償を命じた。

#### (2) 東京高判平成30年9月12日 判例時報2402号23頁

平成30年(ネ)第1183号・第2401号 損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件 一部変更(確定)

本件は、XがYとペアを組みバドミントンのダブルス競技を行った際に、相手方ペアAの打ったシャトルを打ち返すために後衛Yが振ったラケットが前衛Xの左眼に当たり、Xが左眼に傷害を負ったことについてYに過失があるとして、不法行為に基づき、1534万円余りの損害賠償を求めた事案である。

原判決は、Yの過失を認め、また危険の引き受けによる違法性阻却というYの主張も採用しなかったが、損害の全てをYに負担させるのは損害賠償法の理念に反するとして民法722条2項を類推適用し789万円余の範囲で請求を認容したところ、Yが敗訴部分の取消しを求め控訴し、Xは附帯控訴した。

本判決は、XとYは、ほぼ前後に並ぶ位置にあり、Yは前衛Xの動静を把握することができ、自らが動き出す時点でXが動く可能性があることが予見できたとしてYの過失を認め、さらに、ボクシング等の競技と異なり、バドミントン競技の競技者が他の競技者の故意又は過失により発生する一定の危険を当然に引き受けて参加しているとまではいえないとして違法性阻却を否定し、加えてXに過失がない以上損害賠償額を減額すべきではないとして1318万円余りの請求を認容した。

#### (3) 福岡高判平成31年4月25日 裁判所HP

平成27年(ネ)第695号 損害賠償請求事件(原判決変更、一部認容)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/696/088696\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/696/088696_hanrei.pdf)

本件は、一審被告大学の運営するM大学N病院(一審被告病院)においてクローン病の治療のために回腸結腸吻合部切除術等の手術(本件手術)を受けた一審原告Aとその親族であるその余の一審原告らが、一審原告Aに術後の出血、出血性ショックが生じ、それに伴う低血圧によって脳に障害が残ったのは、執刀医であった一審被告H、主治医であった一審被告I、一審被告J及び一審被告K並びに担当看護師であった一審被告Lの術後管理等に過失があったことによるものであると主張して、損害賠償請求をなした事案である。

控訴審判決は、「過去2回に及ぶクローン病の手術歴のある一審原告Aにおいて本件手術の術中に6046mLもの出血があった以上、一審被告医師らにおいて、本件手術後の急性期に一審原告Aが出血を来すことを予見することは可能であったというべきであり、本件手術後の急性期においては、術後出血を念頭に置いた術後管理が求められていたというべきである」等とした上、同義務違反があった等として、請求を一部認容した。

#### (4) 東京地判平成29年5月17日 判例タイムズ1459号172頁

平成27年(ワ)第33253号 地位確認等請求事件(第1事件)、平成28年(ワ)第14718号 地位確認等請求反訴事件(反訴事件)、平成28年(ワ)第14716号 貸金返還請求事件(第2事件)(請求棄却、確定)

Xは、Y1経営の洋裁店にて、縫製・修理業務から接客まで殆ど一人で行っていたが、その後同店を辞めて、新たな洋

裁店を開店した。XはY1に対し未払賃金等の支払を求め、Y1はXに対し、Xに交付した金銭は給与ではなく貸付金であるとして返還を求めるとともに、代金の横領及び退職後の顧客奪取行為は違法であるとして不法行為に基づく損害賠償請求の反訴を行い、Y1の代表者Y2はXに対しXに交付した金銭は貸付金であるとして返還を求めた。本判決は、Xは業務遂行等にあたりYらの指示・指導等を受けておらず、出退勤時刻、休憩時間、閉店時間等につき広い裁量を有し、Yらの指揮監督下で労務を提供していたとは言えず、報酬の支払方法等を踏まえても使用従属関係にはなかったとしてXの労働者性を否定し、店の名称がXの名前に由来し、Xが店の場所等を提案する等開店準備に主体的に関与し、売上げから経費を除いた利益をXとY1で折半にする合意があることから、共同経営の合意に基づき運営されていたとして請求を棄却し、本件各金銭の返還約束は認められず、それを措いたとしても、店の利益のうちXの取得分から返済可能になった時に返済するという停止条件付債務であって条件は成就していないとし、横領行為は証拠上認められず、共同経営者の立場で顧客は専らXの洋裁技術や営業活動によって培われたこと等を考慮すれば新店舗開店にあたる営業活動は社会通念上自由競争の範囲を逸脱した違法なものということとはできないとし、請求を棄却した。

#### (5)東京地判平成29年5月26日 判例タイムズ1459号199頁

平成25年(ワ)第25070号 損害賠償請求事件(一部認容,控訴(後控訴棄却))

A(死亡当時78歳)は、平成21年10月にY診療所にてZ市がん検診によるX線検査を受け、医師Y2はフォルクス部(胃の部位)に粘膜異常があり要精密検査と診断し、同22年2月に内視鏡検査を実施し異常所見なしと診断した。Aは同年12月に同検診を受け、Y2は同部に同異常を認めたが、大きさ等に変化が認められなかったこと等から経過観察で足りると考え、異常所見なしと読影委員会も同様の診断をした。Aは同23年7月に同検診を受け、Y2は同部に前年までとは異なる病変の陰影を認め、要精密検査とし読影委員会も同様の診断をした。Y2は同年9月上旬に自発的にY診療所を受診したAに上記検査結果を伝え、同年9月中旬頃内視鏡検査を実施し、Aは胃ガンのステージAと診断され、胃の全摘手術を行ったものの同24年8月死亡した。Aの相続人Xらは、Y2には上記において異常部位を発見及び確認し組織検査を実施する義務違反、上記において胃がん等を疑い内視鏡検査等を実施する義務違反、上記において検査結果を速やかに通知し受診指導をすべき義務違反があるとし、Yらに対し債務不履行等に基づく損害賠償を求めた。本判決は、消化器内科医師2名らによる鑑定を行い、上記については義務違反を認めなかったが、上記については、上記検診の実施要領などを踏まえ、義務違反を認め、死亡との因果関係は否定したものの、同注意義務を尽くしていれば死亡日になお生存していた相当程度の可能性があるとし、精神的苦痛による損害200万円を認めた。

#### (6)東京地判平成29年12月4日 判例時報2402号39頁

平成28年(ワ)第25419号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

本件は、Xが不動産取引において、自称所有者との間で売買契約を締結し、代金を詐取されたとして、国(Y2)に対し、主位的に、公証人が本人確認義務を怠り認証したとして、予備的に、本人確認義務に関する不登法の改正に不備があったとして国家賠償法1条1項に基づき、司法書士(Y1)に対し、本人確認義務を怠ったとして債務不履行又は不法行為に基づき、売買代金等相当額の損害賠償を求めた事案である。

本判決は、公証人の認証の対象は、面前の囑託人(登記申請人)と登記義務者との同一性にまで及ぶとは解されないとし、本件の公証人は、印鑑登録証明書の外観、形式等の異常の有無及び委任状に押捺された印影と印鑑登録証明書の印影との同一性を相当の注意をもって確認したといえるとして公証人の本人確認義務違反を否定し、改正に係る国会議員の過失も否定してY2に対する請求を棄却し、司法書士は、依頼者に登記に必要な書類を徴求し、書類相互の整合性を点検し、登記の実現に向けて手続的な誤謬等を調査確認する義務を負うものの、当事者の本人性や登記意思の存否は、原則として適宜の方法で確認すれば足りるが、本件では、Y1が自称所有者から受領した本件認証書、本件印鑑登録証明書等の書類の登記義務者の記載が本件不動産の登記事項証明書の写しと異なっていたこと等から自称所有者の本人性を疑うべき相当な理由があったとし、Y1の不法行為責任を肯定し、売買代金、仲介手数料、登記手続費用の損害を認め、Y1に対する請求を認容した。

#### (7)東京地判平成30年7月4日 金法2114号75頁

平成28年(ワ)第35054号 売買代金請求事件(請求一部認容)

本件は、不動産業者であるXが、Yとの間で売買契約を締結し、借地権付建物を購入するにあたり、当該賃借権の譲受人であるXが融資を受ける際の金融機関に対する融資承諾書面の発行についてYが地主から事前承諾を得る旨合意したにもかかわらず、Yがこの債務の履行を怠ったため、Yとの売買契約を解除した旨主張し、同売買契約における違約金の支払および清算についての条項に基づき、既払の手付金相当額50万円の不当利得の返還、違約金160万円の支払並びにこれらの金員に対する遅延損害金等の支払を求める事案である。

本判決は、XとYは、借地権付建物の売買契約において、地主から借地権譲渡承諾書を取得すべき債務をYが負担する旨合意したものであるが、それを超えて、ひな型に沿った記載がされた融資承諾書面の発行について事前承諾を取得すべ

き債務をYが負担することまで合意されていたものとは認められず、同ひな型に沿う記載のされた融資承諾書面の発行について、地主の事前承諾が得られるように努力すべき債務を負っていたにとどまると判示し、Yの債務不履行を否定し、本件売買契約が合意解除されたことによる手付金50万円の不当利得返還義務およびこれにする悪意の受益者の利息の支払義務のみ認めた。

## 【知的財産】

### (8)知財高判令和元年5月29日 裁判所HP

平成31年(ネ)第10006号 特許権侵害差止等請求控訴事件 特許権 民事訴訟(棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/685/088685\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/685/088685_hanrei.pdf)

被告装置の製造等の差止め等を棄却した原判決に対して、特許権者である控訴人が不服として本件控訴を提起した事案であって、構成要件Aの「患者の血清中でプロカルシトニン3-116を測定すること」とは、プロカルシトニン1-116と区別してプロカルシトニン3-116を測定することを必須とするものではない旨等を主張したが、被告方法は構成要件Aを充足するものとはいえないとして、本件控訴を棄却した事案。

特許請求の範囲及び本件明細書の記載事項を総合すると、「患者の血清中でプロカルシトニン3-116を測定すること」とは、患者の血清中のプロカルシトニン3-116の量を明らかにすることを意味するものと解される。

被告装置及び被告キットを使用すると、患者の検体中において、プロカルシトニン3-116とプロカルシトニン1-116とを区別することなく、いずれをも含み得るプロカルシトニンの濃度を測定することができ、その測定結果に基づき敗血症の鑑別診断等が行われていると認められるものの、本件全証拠によっても、被告装置及び被告キットを使用して敗血症等を検出する過程で、プロカルシトニン3-116の量が明らかにされているとは認められない。したがって、その余の点について判断するまでもなく、被告方法は、構成要件Aを充足するものとはいえない。

### (9)知財高判令和元年5月30日 裁判所HP

平成30年(ネ)第10081号 不正競争行為差止等請求控訴事件 不正競争 民事訴訟(中間判決)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/735/088735\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/735/088735_hanrei.pdf)

「マリオカート」等のゲームソフトの開発販売を行う一審原告が、公道カートのレンタル事業を行う一審被告会社による原告文字表示「マリオカート」及び「マリカー」と類似する被告標章「マリカー」の使用行為が、不競法2条1項1号又は2号の不正競争行為に該当する等と主張し、一審被告らに対して被告標章の使用差止め等を請求をした事案であり、原判決は、不競法2条1項1号の不正競争行為に該当するから、使用の差止は理由があったとした。

本中間判決は、原告文字表示マリオカートは著名であって、被告標章と類似するものである。そして、不競法2条1項2号は、著名表示をフリーライドやダイリューションから保護するために設けられた規定であって、混同のおそれが不要とされているものであるから、一審被告らが主張するような打ち消し表示の存在といった事情は、何ら不正競争行為の成立を妨げるものではない。したがって、自ら又は関係団体と共同して被告標章を使用する一審被告会社の行為は、不正競争行為に該当するものである。

一審被告らは、一審被告会社は、「マリカー」の標準文字からなる本件商標を有しており、「マリカー」という標章を使用する正当な権限を有するから、仮に被告標章の使用行為が不正競争行為に該当するとしても、差止請求は認められない旨主張する。

しかし、本件商標の登録出願がされたのは平成27年5月13日であるところ、その頃までには、原告文字表示マリオカートは日本国内で著名となっており、かつ、原告文字表示マリカーも、「マリオカート」を示すものとして、日本国内の本件需要者の間で周知になっていて、かつ、一審被告会社の代表者である一審被告Yはそのことを知っていたものと認められる。

したがって、一審被告会社が、一審原告に対し、本件商標に係る権利を有すると主張することは権利の濫用として許されないというべきであるなどして、一審原告の一審被告らに対する不正競争防止法違反を理由とする損害賠償請求の原因(数額の点は除く)は理由があったとした。

### (10)知財高判令和元年5月30日 裁判所HP

平成30年(行ケ)第10176号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(認容)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/702/088702\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/702/088702_hanrei.pdf)

被告は、「リブーター」の片仮名を標準文字で表してなる商標であって、第9類「電気通信機械器具」等を指定商品とする商標(本件商標)の商標権者であり、原告は、本件商標について、商標法3条1項3号又は4条1項16号に該当すると主張して、無効審判を請求したところ、特許庁が不成立の審決をしたので、原告が本件審決の取り消しを求めて訴えを提起した事案。

特許庁における審決の理由は、要するに、本件商標は、特定の観念を生じない一種の造語と理解するのが相当であ

って、特定の商品の品質等とすべき何らかの理由を見いだすこともできないから、自他商品識別標識としての機能を十分に果たし得るものであるから、本件商標は、商標法3条1項3号に該当せず、また、本件商標をその指定商品に使用しても、商品の品質について誤認を生じさせるおそれもないから、本件商標は、商標法4条1項16号に該当しない、というものであった。

「リブート」は、「reboot」という英語を片仮名で表した語であるところ、「reboot」は、再起動するという意味の動詞であり、また、「リブート」は、コンピュータなどを再起動することを意味する語として、各種の用語辞典に掲載されていることからすると、「リブート」という語は、再起動することを意味する普通名称であると認められる。そして、情報・通信の技術分野では、英語を片仮名で表した言葉が非常に多く存在すること、一般的に、英語の動詞の語尾に「er」、「or」等を付することにより、当該動詞が表す動作を行う装置等を意味する名詞となり、「プリンタ」、「プロセッサ」等、動詞を名詞化した語も多数存在することが認められるから、情報・通信の技術分野に属する者は、「リブーター」から、「reboot」の語尾に「er」を付した語である「rebooter」を容易に思い浮かべるものと認められる。

以上からすると、情報・通信の技術分野においては、通常、「rebooter」及びこれを片仮名で表した「リブーター」は、再起動をする装置と理解されるものというべきである。したがって、「リブーター」は、再起動装置の品質、用途を普通に用いられる方法で表示する語と認められるから、指定商品が再起動装置又は再起動機能を有する電源制御装置である場合は、本件商標は、商標法3条1項3号の商標に該当するというべきである。

また、再起動機能を有さない電源制御装置に、「リブーター」という語を使用すると、需要者、取引者は、当該電源制御装置が再起動機能を有しているものと誤解するおそれがあるというべきである。したがって、指定商品が再起動機能を有さない電源制御装置である場合は、本件商標は、商品の品質の誤認を生ずるおそれがあり、商標法4条1項16号の商標に該当するというべきである。

よって、原告の取消事由の主張は理由がある、として原告の請求は認容された。

## (11)知財高判令和元年6月7日 裁判所HP

平成30年(ネ)第10063号 特許権侵害差止等請求控訴事件 特許権 民事訴訟(棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/717/088717\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/717/088717_hanrei.pdf)

被控訴人の控訴人らに対する差止め及び廃棄請求を認容するとともに、控訴人らに対する損害賠償請求の一部を認容した原判決に対して、控訴人が不服として本件控訴を提起した事案であって、被控訴人の損害賠償請求を特許法102条3項等の限度で認容し、その余の損害賠償請求を棄却した原判決の判断に誤りはないとして、本件控訴を棄却した事案。

特許法102条3項は、特許権侵害の際に特許権者が請求し得る最低限度の損害額を法定した規定である。同項による損害は、原則として、侵害品の売上高を基準とし、そこに、実施に対し受けるべき料率を乗じて算定すべきである。

特許発明の実施許諾契約においては、技術的範囲への属否や当該特許が無効にされるべきものか否かが明らかでない段階で、被許諾者が最低保証額を支払い、当該特許が無効にされた場合であっても支払済みの実施料の返還を求めることができないなどさまざまな契約上の制約を受けるのが通常である状況の下で事前に実施料率が決定されるのに対し、技術的範囲に属し当該特許が無効にされるべきものとはいえないとして特許権侵害に当たるとされた場合には、侵害者が上記のような契約上の制約を負わない。そして、特許法改正の経緯に照らせば、同項に基づく損害の算定に当たっては、必ずしも当該特許権についての実施許諾契約における実施料率に基づかなければならない必然性はなく、特許権侵害をした者に対して事後的に定められる、実施に対し受けるべき料率は、むしろ、通常の実施料率に比べて自ずと高額になるであろうことを考慮すべきである。

したがって、実施に対し受けるべき料率は、(1)当該特許発明の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等も考慮に入れつつ、(2)当該特許発明自体の価値すなわち特許発明の技術内容や重要性、他のものによる代替可能性、(3)当該特許発明を当該製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様、(4)特許権者と侵害者との競争関係や特許権者の営業方針等訴訟に現れた諸事情を総合考慮して、合理的な料率を定めるべきである。

本件において、(1)本件各特許の実際の実施許諾契約の実施料率は本件訴訟に現れていないところ、本件各特許の技術分野が属する分野の近年の統計上の平均的な実施料率が、国内企業のアンケート結果では5.3%で、司法決定では6.1%であること及び被控訴人の保有する同じ分野の特許の特許権侵害に関する解決金を売上高の10%とした事例があること、(2)本件発明1-1及び本件発明2-1は相応の重要性を有し、代替技術があるものではないこと、(3)本件発明1-1及び本件発明2-1の実施は被告各製品の売上げ及び利益に貢献するものといえること、(4)被控訴人と控訴人らは競争関係にあることなど、本件訴訟に現れた事情を考慮すると、特許権侵害をした者に対して事後的に定められるべき本件での実施に対し受けるべき料率は、10%を下回らないものと認めるのが相当である。

## 【民事手続】

### (12)大阪高判平成30年12月20日 金法2115号62頁,判例タイムズ1459号64頁

平成30年(ネ)第1466号,同第1467号 否認権行使等請求控訴,同附帯控訴事件(控訴棄却・附帯控訴棄却)

本件は,破産会社Aの破産管財人X1と破産会社Bの破産管財人X2が,両社からその事業の一部を譲り受けたY社に対し,当該事業譲渡およびA社がY社との一連の取引関係の中で,借入れと返済を繰り返した行為等について,破産法160条3(無償行為否認),同162条1項1号(偏頗行為否認),同162条1項2号(非義務行為否認)などの否認権を行使し,あるいは同71条1項2号(相殺の禁止)を主張して,逸失した財産の破産財団への原状回復や償還を求め,さらに会社法350条,民法709条に基づき,相当額の損害賠償を求めた事案である。原審は,(1)本件事業譲渡が無償行為否認の対象になること,(2)上記の期限前弁済も偏頗行為否認の対象となることを認め,XらのY社に対する請求を一部認容した。これに対し,Y社が敗訴部分の取消しを求めて控訴し,Xらも請求の趣旨どおりの判決(ただし,控訴審において不服の範囲を一部に限定した)を求めて附帯控訴した。

本判決は,原判決を相当と判断し,本件控訴および本件附帯控訴をいずれも棄却したものであるが,(1)事業譲渡も,経済的な対価を得ないでされた場合には破産法160条3項の「無償行為」に該当するとしたうえで,本件の事実経過のもとでは,A社とB社は,Y社に対し,一連の取引に係る事業を経済的な対価を得ることなく譲渡したものと認定し,単に取引先を紹介されたにすぎないというY社の主張を排斥し,(2)また,本件のように本来の弁済期が支払不能よりも前に到来する場合でも,期限前に弁済すれば,時期に関する非義務行為として偏頗行為否認(同162条1項2号)の対象になるとの判断を示した。

## 【刑事法】

### (13)最一判令和元年6月3日 裁判所HP

平成29年(あ)第67号 道路交通法違反被告事件(破棄自判)

判決文:[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/695/088695\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/695/088695_hanrei.pdf)

(事案)

被告人は,道路交通法違反(信号無視)で現行犯逮捕された際,警察官に対し,対面信号機が赤色であったことを示すパトカーの車載映像(「本件車載カメラ映像」という。)の提示を求めたが,警察官は,その映像が存在するにもかかわらずそのようなものはないと言ったので,被告人は交通反則告知書の受領を拒否し,受領拒否事件として処理された。その後,被告人は警察官から本件車載カメラ映像を見せられると,信号無視した事実を認め,交通反則通告制度の適用を求めた。

第1審裁判所は,被告人を罰金9000円に処した。

原判決は,被告人が交通反則告知書の受領を拒んだのは,本件車載カメラ映像があるにもかかわらず,存在しないと述べて提示を拒否した警察官の対応に一因があるから,道路交通法130条2号にはあたらないとして,刑法397条1項,378条2号により第1審判決を破棄し,同法338条4号により本件公訴を棄却した。

検察官が上告。

(判旨)

警察官が,本件車載カメラ映像があるにもかかわらず,存在しないと述べたことは,道路交通法130条2号該当性を否定する事情とはならないから,原判決には法令の解釈適用を誤った違法があり,これが判決に影響を及ぼすことは明らかであるとして,原判決を破棄し,控訴を棄却する。

### (14)福岡高判令和元年5月15日 裁判所HP

平成30年(ネ)第760号 国家賠償請求(差し戻し審)事件(一部認容)

判決文:[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/708/088708\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/708/088708_hanrei.pdf)

保護房収容中の未決拘禁者に対し弁護人が接見を申し込んだ場合に,刑事施設が未決拘禁者に申込事実を告げないまま接見を認めない判断をしたことについての国家賠償請求事件であるが,上告審である最高裁判所平成29年(受)第990号が,「刑事収容施設法79条1項2号に該当するとして保護室に収容されている未決拘禁者との面会の申出が弁護人等からあった場合に,その申出があった事実を未決拘禁者に告げないまま,保護室に収容中であることを理由として面会を許さない刑事施設の長の措置は,未決拘禁者が精神的に著しく不安定であることなどにより同事実を告げられても依然として同号に該当することとなることが明らかであるといえる特段の事情がない限り,未決拘禁者及び弁護人等の接見交通権を侵害するもの」と判断したことを受けた差し戻し審において,特段の事情を否定し,請求を一部認容した(10万円)。

### (15)東京高判令和元年5月20日 裁判所HP

平成29年(う)第1482号 殺人,殺人未遂被告事件(破棄自判(懲役25年))

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/738/088738\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/738/088738_hanrei.pdf)

#### (事案)

被告人は,仕事上のトラブルを契機として妄想性障害を発症し,殺意をもって祖母,姉,母親をナイフで刺して失血死させ,父親に右腰背部刺創,第一腰椎体骨折等の傷害を負わせた罪で,殺人,殺人未遂罪で起訴された。

原判決は,被告人に完全責任能力を認め,被告人を無期懲役に処した。

弁護人は,被告人が心神耗弱の状態にあったこと及び量刑不当を主張して控訴した。

#### (判旨)

被告人は,犯行当時,妄想性障害の影響により,心神耗弱の状態にあったにもかかわらず,本件犯行は被告人の元来の人格に基づくものであって,完全責任能力があったとした原判決の認定は,不合理であるから,原判決は破棄し,被告人を懲役25年に処する。

### (16)大阪高判令和元年5月20日 裁判所HP

平成30年(う)第561号 住居侵入,殺人,殺人未遂,銃砲刀剣類所持等取締法違反(双方控訴棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/699/088699\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/699/088699_hanrei.pdf)

被告人が,家人が寝静まっている未明の時間帯に,被告人とは全く無関係と思われる民家に侵入し,準備した短刀で次々と家人を突き刺すなどして,家人1名を殺害したが,3名に対しては傷害を負わせたにとどまったという,住居侵入,殺人,殺人未遂等の事案である。

被告人は犯人性,殺意を争い,かつ,責任能力も争い,原判決は,心神耗弱の限度で主張を容れ,検察官の(完全責任能力を前提とした)死刑求刑に対し,懲役30年とした。これに対し,無罪を主張する被告人側,検察側の双方が控訴した。

控訴審は,妄想型統合失調症による大きな影響を認めた50条鑑定と,これを否定する起訴前鑑定とを比較検討し,起訴前鑑定が重視した事件後の被告人の言動を踏まえても心神耗弱と判断されるとした。

### (17)名古屋高判令和元年5月23日 裁判所HP

平成31年(う)第89号 強盗殺人,死体遺棄,電子計算機使用詐欺(控訴棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/713/088713\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/713/088713_hanrei.pdf)

強盗殺人(被害者1名)及び被害者の遺体の遺棄等による公訴事実に関し,原判決の理由に食い違いはないとした他,解離性障害に起因し責任能力に問題があった可能性があるのに所謂50条鑑定を採用しなかった原審の判断は相当である,無期懲役に付した量刑判断も相当であるとして,被告人側の控訴を棄却した事例判断。

### (18)東京高判令和元年5月24日 裁判所HP

平成31年(う)第168号 詐欺被告事件(控訴棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/739/088739\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/739/088739_hanrei.pdf)

#### (事案)

本件は,新成人向けの振袖の販売やレンタル等を業務内容とする会社の代表取締役である被告人が,会社が債務超過状態にあり,営業損失でもあったのに,資産超過であり営業利益もある旨の内容虚偽の決算報告書を利用するなどして,二つの銀行から合計約6500万円の融資を受けた詐欺の事案であり,原判決は,被告人を懲役2年6月に処した。

弁護人が,量刑不当を主張して控訴した。

#### (判旨)

所論は,会社の経営のため行われたこと,共犯的立場が処罰されていないこと,前科前歴のないこと,被告人の反省,7か月以上の身柄拘束,厳しい報道による社会的制裁を受けたことを理由として,量刑不当を主張する。

しかし, は量刑上適切に考慮している。

は,会社代表者の被告人が,経理担当者に依頼して,内容虚偽の決算報告書等を準備した上で行われており,主に準備行為に関わった人物の処罰の有無等が,被告人の量刑を左右するとはいえない。

は,本件判決は実刑判決が相当な事案であり,原判決は所論指摘の点を未決勾留日数の算入において適切に考慮している。 は,本件の量刑を左右するほどの事情があるとはいえない。

よって,本件控訴を棄却する。



**(19)宮崎地判平成30年1月19日 判例時報2401号114頁**

平成28年(わ)第41号 運転致死傷(予備的訴因過失運転致死傷),道路交通法違反被告事件(有罪(確定))

本件は,73歳と高齢の被告人が普通乗用自動車(軽四輪)を運転中に,多数の歩行者が往来する道路の歩道上を約670メートルにわたって暴走させ,通行していた被害者6名に次々に自車を衝突させて,死傷させたという事案である。

検察官は,被告人を自動車死傷法3条2項の危険運転致死傷罪で起訴し,捜査段階で鑑定を実施したI医師の鑑定書によれば,被告人が本件犯行時にてんかんに罹患しており,その影響により意識障害に陥っていたと主張した。

本判決は,I医師の鑑定書の信用性について,てんかんに罹患していたか否かについては信用性が高いと判断した一方で,本件事故につきてんかんによる意識障害が生じた影響で生じた点については,I医師の説明の変遷や被告人の事件前の認知症と整合する行動を指摘して,I医師の鑑定意見の信用性を否定し,本件事故は,てんかんの発作により被告人の意識レベルの変動があったと考えなければ説明がつかないものではなく,むしろ,被告人の認知機能の低下により本件事故が引き起こされた可能性も一概には否定できないとして,危険運転致死傷罪の成立を否定し,予備的素因である過失運転致死傷罪が成立にとどまるとした。

**(20)大阪地判平成30年4月27日 判例時報2400号103頁**

平成29年(わ)第2348号 犯人蔵匿被告事件(有罪(控訴・破棄自判))

ある委員会の活動家である被告人に対する犯人蔵匿被告事件について,被告人が偽名で宿泊したという旅館業法違反の嫌疑により警察官が被告人の居住の事実を確認するために設置していたビデオカメラにより,被告人の居室玄関ドア付近と共用廊下を平成29年2月26日から約3ヵ月間ビデオ撮影していたことは,撮影場所が周辺の建物から視認され得る状況にあり,他人から容ぼう等を観察されること自体は受忍せざるを得ない場所と言え,被撮影者のプライバシーを大きく制約するものとはいえず,ビデオ撮影は強制処分には当たらず,捜査の目的及び必要性に照らし3ヵ月に満たない期間は不相当に長いとはいえず,任意捜査として適法であったとし,同ビデオ映像から得た蔵匿された犯人の静止画像等の非供述証拠の証拠能力を肯定し,有罪判決を言い渡した事例。

**(21)さいたま地判平成30年5月10日 判例時報2400号103頁**

平成28年(わ)第1038号・第1154号・第1307号・第1547号 覚せい剤取締法違反,建造物等以外放火,非現住建造物等放火未遂,火炎びんの使用等の処罰に関する法律違反,窃盗被告事件(一部有罪,一部無罪(確定))

暴力団組員である被告人に対する放火等被告事件について,撮影が典型的に強制処分に当たるとまではいえないものの,警察官が被告人とは別の既に逮捕状が出ていた人物Aの逮捕に向けてAの所在確認及び行動パターン把握のために設置していたビデオカメラにより,Aの立寄り先であった被告人方玄関を平成27年10月4日から平成28年5月17日にAが逮捕されるまで長期間にわたり撮影していたことはプライバシー侵害の程度が高く任意捜査として相当と認められる範囲を逸脱した違法なものであったとし,違法の重大性及び将来における違法捜査抑止の必要性を肯定して,ビデオ撮影による写真(放火現場から発見されたものと同じ赤色ガソリン携行缶を運搬する被告人の行動が撮影されていた)等の証拠能力を否定し,その余の証拠からは放火事件の共謀が認められないとして一部無罪を言い渡した事例。

**【公法】**

**(22)大阪高判平成31年4月26日 裁判所HP**

平成30年(行ケ)第1号 裁決取消請求事件(棄却)

判決文:[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/678/088678\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/678/088678_hanrei.pdf)

本件は,平成29年7月9日に執行された奈良市長選挙に立候補し奈良市選挙管理委員会により次点者と告示された原告及び選挙人らが,当選の効力に関する異議の申出をしたところ,市選管が異議申出棄却決定をしたので,さらに同決定について被告に対し審査の申立てをしたところ,被告が同審査の申立てを棄却する旨の裁決(以下「本件裁決」という。)をしたので,その裁決の取消しを求める事案である。

原告は,原告と解される誤記などが大幅に無効票扱いされたと主張し,かつ,原告と得票数の最も少ない当選者については逆に大幅に有効票扱いされたと主張し,潜在的有効票(無効票)が多数であることを主張したが,裁判所は,子細に検討した上で,本件検証目的物627票中,原告の有効投票と解し得る票は6票,対立候補の有効投票と解し得る票は2票と極めて少数であり,潜在的有効票は,原告と対立候補の双方について存在すること,両者の得票差は2000票以上であることも踏まえ,請求を棄却した。

### (23)仙台地判平成30年6月26日 判例時報2401号3頁

平成29年(行ウ)第7号 非開示処分取消請求事件(棄却(控訴,控訴棄却))

本件は、Xが宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例「県議会条例」と言う。)に基づき同議会議員の政務調査(活動)費に関する文書の開示を求めたところ、宮城県議会議長が一部を県議会条例8条2号に該当することを理由に開示しないと決定(以下本件処分と言う)をしたことから、Xが本件処分の一部の取消を求めた事案である。

Xは、県議会条例と文言を同じくする宮城県情報公開条例(以下、「県条例」と言う)8条1項2号についての県条例の解釈及び運用基準において、会議等の出席者等の個人名を開示することになっていることを根拠に、「慣行として公開され、または公開することが予定されている情報」の該当性を争ったが、本判決は、Xの請求を棄却した。

### (24)東京地判平成30年9月27日 判例タイムズ1459号123頁

平成27年(行ウ)第102号・第106号・第107号・第118号 不当利得返還請求事件(請求棄却,控訴)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/347/088347\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/347/088347_hanrei.pdf)

被災者生活再建支援法人Xは、東日本大震災による住宅の被害を大規模半壊とするり災証明を受けたYらに対し、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給決定をしたが、その後被害の程度が一部損壊に修正されたため、支給要件を欠くこととなったとして支給決定を取消し不当利得として返還を求めた。本判決は、多数の被災者に支援の必要性の高い時期に支援金を援助し速やかな生活再建を支援するという同法の趣旨及び目的に照らし、被害の程度が事後的に修正された場合に支援金の返還を求められるとすれば被災者は不安定な立場に置かれるばかりでなく、修正がされていないときであっても後に返還を求められる可能性を考慮して生活再建のために支出することを躊躇することになりかねず、実効性が失われる等とする一方、支給決定を取り消すことができる場合については、同法には偽りその他の不正の手段により支援金の支給を受けたとき等と定められているところ、Yらには帰責性はなく、事後的に調査結果に基づき被害の程度が修正されたというだけでは適正な支給の実施に対する社会一般の信頼が損なわれるおそれ等が生ずるとは言えないとし、前者の不利益は後者の不利益を上回るとして、取消決定は違法無効であるとし、請求を棄却した。

### (25)青森地判平成30年11月2日 判例時報2401号9頁

平成29年(行ウ)第8号 条例廃止処分取消請求事件(棄却(控訴))

本件は、青森県十和田市が地方自治法244条1項所定の公の施設として十和田市立新渡戸記念館を設置し、十和田市立舎人記念館条例において、その設置及び管理に関する事項を定めていたが、平成27年6月26日、本件記念館条例を廃止する条例を制定したところ、Xが、Yに対し、本件廃止条例制定行為が行訴法3条2項所定の処分に当たることを前提として、本件廃止条例制定行為の取り消しを求めた事案である。

本判決は、本件廃止条例制定行為の違法性について、本件廃止条例制定行為の前提となった本件耐震診断は不合理であり、処分の根拠とされた事実と誤りがあるとの争点について、不合理であるとは言えないとし、また、Yの将来の財政状況が厳しいものと予定されていたこと、本件における亡A(Xの父、権利・契約上の地位はXが相続)と被告との間の敷地使用貸借契約および資料貸借契約には本件記念館が廃止され得ることを前提とする条項があることなどを指摘して、裁量権行使の逸脱又はその濫用があるということとはできないと判断した。

## 【紹介済み判例】

最二決平成29年6月12日 判例時報2402号101頁

平成27年(あ)第741号 業務上過失致死傷被告事件(上告棄却)

法務速報194号16番にて紹介済み

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/834/086834\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/834/086834_hanrei.pdf)

最一判平成30年7月19日 判例タイムズ1459号30頁

平成29年(受)第842号 未払賃金請求事件(破棄差戻)

法務速報207号22番にて紹介済み

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/883/087883\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/883/087883_hanrei.pdf)

最二判平成30年9月14日 判例時報2400号96頁

平成29年(受)第347号 地位確認等請求事件(上告棄却)

法務速報209号20番にて紹介済み

最二判平成30年9月14日 金法2114号65頁

平成29年(受)第347号 地位確認等請求事件(上告棄却)

法務速報209号20番にて紹介済み

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/983/087983\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/983/087983_hanrei.pdf)

福岡高判平成30年9月20日 判例タイムズ1459号118頁

平成30年(う)第127号 有印私文書偽造・同行使, ストーカー行為等の規制等に関する法律違反被告事件(破棄自判, 上告)

法務速報210号20番にて紹介済み

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/061/088061\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/061/088061_hanrei.pdf)

最一判平成30年9月27日 判例時報2401号22頁

平成29年(受)第659号・第660号 保険金請求事件(一部棄却, 一部破棄差戻し(変更))

法務速報210号1番にて紹介済み

最二判平成30年10月19日 金法2114号54頁

平成29年(受)第1735号 遺留分減殺請求事件(破棄差戻)

法務速報210号2番にて紹介済み

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/060/088060\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/060/088060_hanrei.pdf)

最三判平成30年11月6日 判例タイムズ1459号25頁

平成29年(行ヒ)第320号 停職処分取消請求事件(破棄自判)

法務速報211号17番にて紹介済み

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/104/088104\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/104/088104_hanrei.pdf)

最一判平成30年12月17日 判例時報2402号3頁

平成30年(受)第16号・第17号 損害賠償請求事件(破棄差戻)

法務速報213号1番にて紹介済み

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/189/088189\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/189/088189_hanrei.pdf)

最二判平成31年1月18日 判例タイムズ1459号36頁

平成29年(受)第2177号 執行判決請求事件(破棄差戻)

法務速報213号12番にて紹介済み

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/253/088253\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/253/088253_hanrei.pdf)

## 2. 令和元年(2019年)6月20日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 197 13

学校教育の情報化の推進に関する法律

・・・学校教育の情報化の推進に関し、基本理念、国、地方公共団体等の責務、学校教育の情報化の推進に関する計画の策定、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定めた法律。

・衆法 198 8

食品ロスの削減の推進に関する法律

・・・食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項等を定めた法律。

・衆法 198 10

日本語教育の推進に関する法律

・・・日本語教育の推進に関し、基本理念、国、地方公共団体及び事業主の責務、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めた法律。

・衆法 198 11

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

・・・公共工事の品質確保の促進を図るための基本理念、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備、適正な工期等による請負契約の締結、公共工事に関する調査等の位置付けを改める等を定めた法律。

・衆法 198 12

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

・・・災害援護資金の貸付けに関する償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例、市町村における合議制の機関の設置等を定めた法律。

・衆法 198 13

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

・・・同法の目的に、児童の権利に関する条約の精神にのっとり子どもの貧困対策を総合的に推進することを規定し、基本理念を見直し、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨を規定する等を定めた法律

。

・衆法 198 14

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律

・・・第一種動物取扱業について、登録拒否事由の追加、遵守すべき基準の具体化、出生後56日未満の犬又は猫の引渡し等に関する特例の廃止等を定め、合わせて、特定動物の飼養及び保管の目的の限定化、犬又は猫についての登録制度の創設等を定めた法律。

・衆法 198 16

浄化槽法の一部を改正する法律

・・・浄化槽処理促進区域の指定及び公共浄化槽に係る制度を整備するとともに、浄化槽台帳の作成、特定既存単独処理浄化槽に対する措置等を定めた法律。

・衆法 198 17

棚田地域振興法

・・・棚田地域の振興について、基本理念、国等の責務、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に関し必要事項等を定めた法律。

・衆法 198 18

## 愛玩動物看護師法

・・・新たに愛玩動物看護師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律することを定めた法律。

### ・参法 198 26

#### 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

・・・令和4年7月31日までの間において、参議院議員の歳費の一部に相当する額の返納による国庫への寄附について公職選挙法の寄附禁止の規定を適用しないこと等により、参議院議員が支給を受けた歳費の一部に相当する額を国庫に返納することができるようにすることを定めた法律。

### ・参法 198 27

#### 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律

・・・自殺対策の総合的かつ効果的な実施のための調査研究及びその成果の活用等の推進に関し、基本方針、当該調査研究及びその成果の活用等を行うための体制の整備について指定調査研究等法人の指定その他必要な事項を定めた法律。

### ・参法 198 28

#### 死因究明等推進基本法

・・・死因究明等に関する施策に関し、基本理念、国及び地方公共団体等の責務、死因究明等に関する施策の基本事項、死因究明等推進本部の設置等を定めた法律。

### ・閣法 196 56

#### 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律

・・・国家公務員法等において定められている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図ることを定めた法律。

### ・閣法 198 26

#### 中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律

・・・中小企業が単独で又は連携して行う事業継続力強化に対する支援、商工会又は商工会議所が市町村と共同して行う小規模事業者の事業継続力強化を図る事業に対する支援、遺留分に関する民法の特例の個人事業者への対象の拡大等を定めた法律。

### ・閣法 198 31

#### 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律

・・・樹木の採取に適する相当規模の森林が存在する国有林野の一定区域において、木材の需要者と連携する事業者が安定的に樹木の採取を行うことが可能となる権利の創設、森林所有者等と木材の需要者との連携により木材の安定供給を確保する取組に対する金融上の措置等を定めた法律。

### ・閣法 198 36

#### 放送法の一部を改正する法律

・・・日本放送協会について電気通信回線を通じて放送番組等を提供する業務の対象の拡大、衛星基幹放送の業務の認定要件の追加等を定めた法律。

### ・閣法 198 37

#### 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

・・・都道府県から中核市への事務・権限の移譲、地方公共団体に対する義務付けの緩和等を定めた法律。

### ・閣法 198 38

#### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律

・・・女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画の策定等が義務付けられる事業主の範囲の拡大、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の防止に関する国、事業主及び労働者の努力義務、事業主に対してパワーハラスメント防止のための相談体制の整備の義務付け等を定めた法律。

・閣法 198 40

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律

・・・船舶の燃料油の流出又は排出による汚染等により生ずる損害及び難破物の除去等に要する費用の負担により生ずる損害について、保障契約の締結を義務付ける船舶の範囲の拡大、保険者等に対する被害者の直接請求に関する規定の整備等を定めた法律。

・閣法 198 41

道路交通法の一部を改正する法律

・・・自動車の自動運転の技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定の整備、自動車又は原動機付自転車を運転中の携帯電話使用等に対する罰則の強化等を定めた法律。

・閣法 198 42

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

・・・特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を5年間延長することを定めた法律。

・閣法 198 43

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律

・・・最近における航空機及び無人航空機をめぐる状況に鑑み、航空機の耐空性の維持に関する制度の整備、無人航空機の飛行に係る規制の強化、運輸安全委員会の航空事故等に係る調査対象の範囲の拡大等を定めた法律。

・閣法 198 44

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

・・・新たに事業者が公正取引委員会との合意により事件の解明に資する資料の提出等をした場合に課徴金の額を減額することができる制度の創設、課徴金の算定方法について算定基礎額の追加、算定期間の延長、検査妨害等の罪に対する罰金の上限額の引上げ等を定めた法律。

・閣法 198 45

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律

・・・法科大学院を設置する大学と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学との連携に関する制度の創設、法科大学院の課程における所定の単位の修得及び当該課程の修了の見込みについて当該法科大学院を設置する大学の学長が認定した者に対する司法試験の受験資格の付与等を定めた法律。

・閣法 198 46

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

・・・司法書士及び土地家屋調査士について、懲戒権者を法務局又は地方法務局長から法務大臣に改める等の懲戒手続に関する規定の見直し、社員が一人の司法書士法人及び土地家屋調査士法人の設立を可能とすること等を定めた法律。

・閣法 198 47

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律

・・・情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本原則、住民票及び戸籍の附票の記載等に係る本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大、電子証明書及び個人番号カードの利用者への国外転出者の追加等を定めた法律。

・閣法 198 49

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律

・・・暗号資産交換業者に関する規制の整備、暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等の金融機関の業務への追加等を定めた法律。

・閣法 198 50

戸籍法の一部を改正する法律

・・・本籍地の市町村長以外の市町村長に対する戸籍証明書等の交付の請求及び戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行の制度の創設等を定めた法律。

・閣法 198 51

民法等の一部を改正する法律

・・・特別養子制度について、養子となる者の年齢の上限を引き上げ、特別養子適格の確認の審判の新設、児童相談所長が特別養子適格の確認の審判の手續に参加することができる制度の新設等を定めた法律。

・閣法 198 52

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律

・・・建設業の許可基準のうち経営能力に関する基準の緩和、著しく短い期間を工期とする請負契約の締結の禁止、建設資材製造業者等に対する勧告及び命令等の制度の導入等を定めた法律。

・閣法 198 53

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

・・・事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることを定めた法律。

・閣法 198 55

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律

・・・児童虐待防止対策の強化を図るため、親権者等による体罰の禁止、児童相談所への医師等の専門職の配置、児童相談所の管轄区域に係る参酌基準の創設、児童虐待を受けた児童の保護等のために協力すべき関係機関の明確化等を定めた法律。

・閣法 198 56

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律

・・・フロン類を使用する製品の廃棄や建築物の解体等に際してのフロン類の回収を確認するための書面の交付、保存等の措置、フロン類の引渡義務に違反した者への罰則の創設、都道府県による立入検査の対象の拡大等を定めた法律。

### 3.6月の主な発刊書籍一覧 (私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

東京家庭裁判所家事第5部 編著 日本加除出版 165頁 2,484円

家庭の法と裁判 号外

東京家庭裁判所家事第5部(遺産分割部)における相続法改正を踏まえた新たな実務運用

佐々木茂美/潮見佳男 監修 日本加除出版 255頁 3,024円

債権法改正と家庭裁判所の実務

与良秀雄/渡邊正則 著 新日本法規 331頁 4,212円

判例・裁決例にみる 評基通によらない財産評価 「特別の事情」の存否

森 公任/森元みのり 著 日本加除出版 439頁 4,860円

弁護士のための遺産相続実務のポイント

遺産分割・遺言無効・使途不明金ほか遺産分割の付随問題

加藤 新太郎/前田 陽一/本山 敦/編集 第一法規 306頁 4,968円

実務精選120 離婚・親子・相続事件判例解説

潮見佳男/窪田充見/水野紀子/増田勝久/中込一洋/山田攝子・編著 弘文堂 250頁 2,376円

Before/After 相続法改正



#### 4.6月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

岡本 信一 植草 泰彦/著 ぎょうせい 150頁 2,160円  
Q&Aでわかる 公文書管理法 入門

公文書管理研究会/編集 ぎょうせい 383頁 3,888円  
実務担当者のための逐条解説 公文書管理法・施行令

三木 祥史/編著 新日本法規 454頁 4,644円  
最新 告訴状・告発状モデル文例集 [改訂版]

山下 清兵衛/編著 ぎょうせい 400頁 4,860円  
東弁協叢書 法律家のための行政手続ハンドブック 類型別行政事件の解決指針

法曹会/編 法曹会 277頁 2,200円  
例題解説 個人再生手続

池尾綾子 編著 日本加除出版 234頁 2,700円  
詳解 国際家事事件の裁判管轄

## 5. 発刊書籍<解説>

「東京家庭裁判所家事第5部(遺産分割部)における相続法改正を踏まえた新たな実務運用」

相続法改正に伴い,新設された手続等についてどのように実務を行えばいいのかが,具体例や図を挙げて分かりやすく解説されている。東京家裁家事5部により執筆された本のため,今後実務の指針となると思われる。申立書の記載例も掲載されており,相続事案を取り扱う際には必ず購入したい本である。

「例題解説 個人再生手続」

個人再生手続きについて,時系列に沿って解説されている。具体例なども挙げて分かりやすく端的にまとめられている。基本的な事項が解説されており,若手向けの本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。